

平成 27 年 10 月 30 日

各

| |
|---------|
| 都道府県知事 |
| 保健所設置市長 |
| 特別区長 |

 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 (省 略))

産業医の選任の改善について

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、産業医の選任につきましては、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定において、事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから選任することとされており、同条第 2 項の規定において、産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省で定める要件を備えた者でなければならないとされています。この厚生労働省令で定める要件については、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「規則」という。）第 14 条第 2 項において、厚生労働大臣が指定する者が行う研修を修了した者など産業医が備えるべき要件が規定されています。

一方、産業医として選任できる者の事業場等における役職については、法又は規則で制限は設けられていないため、企業の代表取締役、医療法人の理事長、病院の院長等が産業医を兼務している事例がみられるところです。

しかしながら、労働者の健康管理は一定のコストを伴うものであるため、事業経営の利益の帰属主体（以下「事業者」という。）を代表する者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者が産業医を兼務した場合、労働者の健康管理よりも事業経営上の利益を優先する観点から、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれも考えられ、法や規則においても、産業医や事業者は、以下の①から④のような職務を行うことが必要であることから、法は、事業者を代表する者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者が、産業医を兼務することを想定していないところです。

- ① 法第 13 条第 3 項において、産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすること。

- ② 法第 13 条第 4 項において、事業者は、産業医の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならないこと。
- ③ 規則第 14 条第 3 項において、産業医は、労働者の健康管理等について、総括安全衛生管理者に対して勧告すること。
- ④ 規則第 14 条第 4 項において、事業者は、産業医が勧告をしたことを理由として、産業医に対し、解任その他不利益な取扱いをしないようにしなければならないこと。

これらから、以下の者を産業医として選任している場合は早期に改善する必要がある、改めて、広く周知を図ることといたしましたので、別添のリーフレットも活用し、貴管内の市町村に対する周知に御協力いただくとともに、所管の病院や保健所等の施設に対する周知・改善に御協力いただきますようお願いいたします。

①法人の代表者又は事業経営主（事業者の代表者）

（例）代表取締役、医療法人又は社会福祉法人の理事長

②事業場においてその事業の実施を総括管理する者（事業場代表者）

（例）病院又は診療所の院長、老人福祉施設の施設長、保健所の所長

なお、今後、労働基準監督署において、産業医の選任状況に関するアンケート票を関係事業場に直接送付することにより、現状の調査を行うことを検討しておりますので、御理解の上、併せてその旨の周知に御協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。